

第3編 風水害対策

第2部 風水害応急・復旧対策計画

- 第1章 応急対策の活動態勢
- 第2章 情報連絡体制の整備
- 第3章 防災関係機関等との相互協力
- 第4章 災害広報・広聴計画
- 第5章 警備・交通規制
- 第6章 避難計画
- 第7章 救援及び救護に関する計画
- 第8章 応急生活確保に関する計画
- 第9章 災害時要援護者対策
- 第10章 ボランティア等との連携・協働
- 第11章 公共施設等の応急対策
- 第12章 応急教育
- 第13章 ごみ・し尿・がれき等処理計画
- 第14章 遺体の取り扱い
- 第15章 災害救助法の適用
- 第16章 激甚災害の指定に関する計画

第1章 応急対策の活動態勢（区）

第1節 区の災害対策本部の活動態勢

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（77ページ）】参照

第2節 水害即応対策会議の活動態勢

第1 水害即応対策会議の開催

集中豪雨による被害が予想される場合、水害即応対策会議を開催し、情報の収集を図るとともに初動態勢を確立する。

水害即応対策会議は、休日・夜間を除く平常時において、集中豪雨等による局地的な災害が発生する恐れがあると、総務部長が認めた場合に設置する。

第2 水害即応対策会議の構成

水害即応対策会議は、企画政策部、総務部、区民部、土木部及び施設管理部をもって組織する。

水害即応対策会議の編成については、企画政策部、総務部、区民部、土木部及び施設管理部の職員で、部長があらかじめ指名した者とする。

第3 水害即応対策会議の役割

- 1 災害情報等の収集・伝達
- 2 集中豪雨等の被害に対応する初動態勢の確立
- 3 対応部署の役割分担の確認・共有
- 4 災害対策本部設置の検討

第4 同一河川・圏域・流域における情報の共有

都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の他区と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図る。

都から区に対して提供される情報の内容は、次のとおりである。

- 1 同一河川・圏域・流域の区が発表した避難勧告等
- 2 同一河川・圏域・流域の区からの浸水状況報告等
- 3 避難が必要な区域
- 4 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- 5 その他

第3節 区の臨時水害対策本部の活動態勢

第1 活動方針

夜間、休日その他職員の勤務時間外に水害が発生した場合、又は、水害の発生する恐れのある場合で、災害対策本部を設置するまでの間における初期の事態に迅速に対処するため、文京区臨時水害対策本部要領に基づき、文京区臨時水害対策本部（以下「臨時水対本部」という。）を設置する。

第2 活動内容

1 臨時水対本部の設置

- (1) 総務部長は、臨時水害対策本部を設置する必要があると認めたときは、企画政策部広報課長、区民部長、土木部長及び施設管理部長と協議の上、臨時水対本部を設置しなければならない。
- (2) 台風、集中豪雨等による風水害の発生の恐れがあるとき、又は、水害の発生があったときは、企画政策部広報課長、区民部長、土木部長及び施設管理部長は、文京区臨時水害対策本部の設置を総務部長に要請することができる。

〈資料編 第9 文京区臨時水害対策本部要領 P27〉

2 臨時水対本部の設置の通知

臨時水対本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 他の特別区の区長

3 臨時水対本部の掲示

臨時水対本部が設置された場合、シビックセンター内災害対策本部室内に「文京区臨時水害対策本部」を掲示する。

4 臨時水対本部の組織

臨時水対本部は、企画政策部広報課、総務部、区民部、土木部及び施設管理部をもって組織する。

臨時水対本部は、企画政策部広報課、総務部、区民部、土木部及び施設管理部の職員で、部長及び課長があらかじめ指名した者をもって編成する。

5 臨時水対本部の廃止

- (1) 臨時水対本部室が、被害の状況等を勘案の上、臨時水対本部の配備を不要と認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

第4節 災害対策本部員の配置及び服務

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（81ページ）】参照

第5節 動員態勢の強化

第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立

1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」

区は、区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、区が行う災害応急業務に関する協力を得るため、公益財団法人文京アカデミーとの間に協定を締結している。

2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」

区は、区内に災害が発生した場合において、区が行う災害応急活動に対する協力を得るため、平成12年6月に文京区社会福祉協議会との間に協定を締結している。

第2 防災用職員住宅の充実

職員の勤務時間外における初動態勢の充実強化を図るために既存の職員用住宅等を防災用職員住宅に転換する。

第6節 監視及び警戒

第1 活動方針

台風や集中豪雨等により水害の発生する恐れのある場合、災害対策本部、臨時水対本部又は水害即応対策会議は、降雨量や神田川水位の変化等の気象情報を的確に収集し、状況の把握に努める。

第2 活動態勢

1 監視

災害対策本部、臨時水対本部又は水害即応対策会議が設置されたときは、防災センターの情報機器等で区内及び上流区の降雨量及び神田川の水位を監視し、随時、防災関係機関に状況を連絡する。

2 警戒

神田川の護岸の状況等を把握するため、職員を現地に派遣するとともに、区内の巡回を行い、災害対策本部等と連絡をとりながら警戒を行う。

第7節 区の水防活動

- 1 河川や区内の監視、警戒により、異常又は水防上危険であると認められる箇所があるときは、防災関係機関等に連絡するとともに、事態に応じた措置をとる。
- 2 事態に応じて機動的な配慮ができるよう備蓄資器材等の調達及び配置を行う。
- 3 水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- 4 神田川が溢水の恐れがある場合は、橋梁に設置してある防水扉等を閉鎖する。その際、交通管理者及び隣接区への連絡調整を行う。また、緊急時には、消防署の協力を頼むとともに、居住者等で協力体制が整った場合は、業務を任せることができる。
- 5 洪水による著しい危険が切迫しているときは、区は必要と認める区域の居住者に対し避難のための退去又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知する。
- 6 水防のため、必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、警察署長に対し警察官の出動を求める。
- 7 河川施設の決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、区は直ちに都水防本部及び国土交通省関東地方整備局関係工事事務所及び関係水防管理団体に通報し、相互の連絡を取る。
- 8 区長は、水防終了後3日以内に水防各箇所毎に水防実施状況報告を、とりまとめて都知事に報告する。

〈資料編 第30 東京都水防計画に基づく水防上注意を要する箇所 P99〉

〈資料編 第69 水防活動報告表様式 P244〉

第8節 消防機関の応急対策の活動

第1 活動方針

洪水、高潮、内水氾濫、暴風雨、豪雨等により大規模な水害の発生の危険があるとき、又は発生したときは、区の要請又は消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水害の軽減に努める。

第2 活動態勢

1 水防態勢

消防署長は、気象情報その他により水災の発生する恐れのあるときは、平常時の勤務体制において水防態勢を発令して防災関係機関と密接な連絡を行い、情報を収集分析し、水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

2 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、又は発生した場合は、第五消防方面本部長又は当該消防署長が方面、署ごとに水防第1非常配備態勢又は水防第2非常配備態勢を発令することができる。

態 勢	主 たる 処 置
水防第1 非常配備態勢	1 水防部隊の編成 2 救命ボートの運用準備 3 水防資器材の点検整備 4 防災関係機関との連絡、情報の収集 5 庁舎施設の防護 6 河川、水防施設、その他水災発生危険箇所の把握及び広報 7 団員の出動態勢の確立
水防第2 非常配備態勢	1 方面本部及び署隊本部機能の強化 2 水防小隊及び監視警戒隊の編成 3 防災関係機関等への職員派遣 4 監視警戒及び必要な広報の実施 5 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね3分の1及び所要の消防団員の動員
水防第3 非常配備態勢	1 方面隊本部及び署隊本部機能の強化 2 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね半数及び所要の消防団員の動員 3 水防部隊及び広報監視警戒の増強 4 監視警戒及び広報の強化 5 防災関係機関等への職員の派遣の強化 6 水防活動、被害状況の把握
水防第4 非常配備態勢	前各号に掲げる事項を強化するほか、次による。 1 長期の水防作業を行うために、交替制の確立並びに資器材、燃料、食料の準備 2 全水防小隊及び監視警戒隊の編成 3 応援態勢、又は応援受入態勢の確立 4 当番の職員並びに勤務時間外の全職員及び全消防団員の動員

3 活動内容

- (1) 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤して水防作業を行う。
- (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡し、必要な措置を求める。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- (4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊した時は、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、水防法第24条に基づき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

第9節 防災会議の招集

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（82ページ）】参照

第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）

第1節 基本方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（83ページ）】参照

第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制

第1 計画方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（83ページ）】参照

第2 現況

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（83ページ）】参照

第3 事業計画

1 情報連絡窓口の一本化

- (1) 情報連絡の錯そうを避けるため、区及び防災関係機関に情報連絡の責任者を置き、情報連絡窓口の統一を図る。
- (2) 区における情報連絡窓口は、防災センターとする。

2 災害情報システムの整備と活用

- (1) 防災センター
防災行政無線FAX、NTT優先電話等により収集した被害情報を災害情報システムに登録し、共有する。収集した被害状況について、ホームページ等を活用して情報提供する。
- (2) 避難所(区立小・中学校等)
避難所では、避難してきた区民等の名簿(避難者名簿)を作成する。
また、食料等の各種要請については、災害情報システム、地域系防災行政無線等を利用し、各避難所から区災害対策本部、又は臨時水害対策本部に対して行う。

3 通信機器の習熟

- (1) 現在確保している複数の情報伝達機器及び情報伝達手段について、運用方法マニュアルを作成する。
- (2) 区及び防災関係機関等は、平常時において機器操作に従事する職員に対し、定期的又は必要に応じて情報通信機器の操作訓練を実施するとともに、災害時に的確に運用できるよう機器操作マニュアルを作成する。操作訓練については、いつ起こるか分からない災害に備え、夜間も含めた実施を検討していく。また、操作を行える職員を多数確保するために、災害対策従事職員に対する訓練を強化する。
- (2) 区は、災害時における連絡体制や早期復旧協力体制の整備を図るため、情報通信機器業者やNTT等と協議していくものとする。
- (3) 区は、機器操作に従事する職員に対して、無線技士免許取得を奨励し、免許取得者の増大・確保を図る。

4 東京都災害情報システムの活用

区は、平常時において、東京都より気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を

D I S 端末機により情報を得ている。

災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。

5 住民への周知

区及び防災関係機関等は、区と防災関係機関との情報連絡体制等について地域住民の理解と協力を得るように訓練等の機会を活用して周知する。

また、地震情報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メールの活用促進を図る。

第3節 消防署の通信連絡体制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（87ページ）】参照

第4節 警察署の通信連絡体制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（88ページ）】参照

第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）

第1節 防災関係機関との協力

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（89ページ）】参照

第2節 自衛隊への災害派遣要請

第1 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（91ページ）】参照

第2 災害派遣要請の手続き等

自衛隊に対する災害派遣手続きは、次のとおりである。

1 要請先

都知事

2 要請手続

災害派遣の対象となる事態が発生し、区が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭等をもって都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼するものとする。

- (1) 災害状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する人員、航空機等の概要
- (4) 派遣を希望する区域、活動内容
- (5) その他参考となるべき事項

3 緊急の場合の通報

緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に対して派遣要請をするいとまが無い場合は、直接部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

【連絡先及び担任部隊】

陸上自衛隊練馬駐屯地 住所 練馬区北町4-1-1

部隊名等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	課業時間内	課業時間外
第一師団司令部	第3部長又は同部防衛班長	司令部当直長
第一普通科連隊	第3科長又は運用訓練幹部	部隊当直司令

4 災害派遣部隊の受入体制

区は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、本庁舎又はその近隣に指揮所用の場所を確保するなどして、可能な限り必要な設備に配慮するものとする。

5 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難を援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係機
関等との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
・交通規制

第6章 避難
計画

第7章 救援及び
救護に関する計画

第8章 応急生活
確保に関する計画

第9章 災害時
要援護者対策

第3節 民間団体等との協力

第1 活動方針

区及び防災関係機関は、公共的な団体、民間団体、区民防災組織及び事業所等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。

第2 活動内容

1 民間団体との協力

区は、災害応急対策の万全を期するため、民間団体との協定を締結し、災害時における協力業務を定めている。

〈資料編 第52 文京区協定先一覧表 P130〉

2 公共的な団体及び自発的な防災組織との協力

区は、災害時における応急活動を迅速、かつ、適切に実施できるよう、公共的な団体に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼するとともに、平素から相互の連絡を密にし、広く防災についての積極的な協力体制の確立に努めるものとする。

また、住民の共助の精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。

さらに、災害時において事業者等から積極的な協力が得られるように事業者等との協定締結を推進し、多様な協力体制の構築に努める。

これらの団体の協力事業内容としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予・警報、その他の情報を地域住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報・広聴活動に協力すること。
- (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
- (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (6) 被害状況の調査に協力すること。
- (7) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (8) り災証明書交付事務に協力すること。
- (9) その他の災害応急対策業務に協力すること。

3 安全な避難方法の確保

都市型水害による急激な増水に備え、地域住民等の高層ビルへの一時的な避難について、ビル所有者等に受け入れの周知を図る。

第4章 災害広報・広聴計画（区・消防署）

第1節 区の広報・広聴

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第4章（95ページ）】参照

第2節 消防署の広報・広聴

第1 広報活動

災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して次の事項に重点を置き、適時的確な広報活動を実施する。

- 1 気象、水象の状況
- 2 水災及び土砂災害に関する情報
- 3 被災者への安否情報
- 4 水防活動状況

第2 広報手段

消防車の巡回やホームページ等により、適時的確な広報活動を実施する。

第3 広聴活動

災害の規模に応じて、消防署、出張所等のうち、必要な場所に消防相談所を開設し、消防関係の相談に当たる。

第3部 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第5章 警備・交通規制

第5章 警備・交通規制（警察署）

第1節 警備

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第5章（97ページ）】参照

第2節 交通規制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第5章（97ページ）】参照

第6章 避難計画（区・警察署・消防署）

第1節 避難態勢

第1 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第8章（111ページ）】参照

第2 活動内容

1 避難の勧告及び指示

(1) 事前避難

1) 区

災害時において、事前避難が必要な地域・場所を定め、その地域の区民等に対して、避難所、避難経路、避難の方法等を周知し、積極的に自主避難するよう指導する。

また、必要に応じ、避難準備情報を発表する。

2) 警察署

災害が発生する恐れがある場合には、区と協力のもと早期に避難の指示、指導を行い、災害時要援護者を指定した施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難させる。

(2) 勧告又は指示の発令

1) 区

区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と連絡の上、避難対象地域及び避難先を定めて、避難準備、勧告又は指示をする。この場合、区は直ちに都本部に報告するものとする。

区民の生命・身体を保護するために、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は撤去を命ずる。

2) 警察署

現地において、著しい危険が切迫しており、区が避難の勧告又は指示をすることができないと認めるとき、又は区から要求があった場合は、警察官が直接住民等に避難の指示をすることができる。この場合には、警察官は直ちにその旨を区に通報する。

2 避難誘導

避難の勧告又は指示が出された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会・自治会）単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導するものとする。

また、避難の勧告又は指示を行う時間がない場合は、地域の実情や災害時の状況に応じた避難方法等をあらかじめ想定しておくものとする。

(1) 防災関係機関の分担

1) 区

①区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所への職員の派遣等を行い、避難所運営協議会、施設管理者と連絡を密にし、支障をきたさないようにする。

②保育所は、建物に損傷のおそれがある等災害の状況に応じ、園長以下各担任保育士等を中心として、園児を安全に避難誘導するよう努める。

③児童館・育成室は、災害の状況に応じ、職員を中心として、来館児を安全に避難誘導

するよう努める。

2) 区教育委員会

学校(園)は、災害の状況に応じ、学校(園)長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒を安全に避難誘導するよう努める。

3) 警察署

①避難の勧告又は指示が出された場合には、区及び消防署等と協力して、区民等を避難誘導する。なお、病人、高齢者、障害者等の災害時要援護者は、優先して避難させるものとする。

②誘導する場合は、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報等を行い、事故防止に努める。

また、夜間の場合は、照明器具を活用し、安全を期するものとする。

③風水害等の規模や態様により、できる限り部隊を配置し、区民防災組織や事業所等のリーダーと連携を図り、必要な避難措置を講じる。

4) 消防署

①避難の勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、道路・橋梁等の状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を関係機関に通報する。

②避難が開始された場合、避難経路等の安全確保に努める。

第2節 避難勧告等の判断・伝達

第1 避難勧告等の判断

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

区は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。

2 避難に要する時間を見込んだ避難勧告等の発表

区は、河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、区民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難勧告等を発表する。

【3種類の避難勧告等一覧】

	発令時の状況	区民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	○災害時要援護者の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者の避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

第2 水防災監視システムの活用

区は、区内に5か所設置している雨量計及び神田川流域に2か所設置している水位計等を活用し、ホームページやケーブルテレビ等を通じて水位情報等を広く区民に周知する。

第3 避難勧告等の判断・伝達に対するデータ、情報整理

区は、都から災害に関する情報提供、避難勧告等の判断・伝達のための検証・分析などの技術的な支援を受け、避難勧告等の発令基準に関するデータ・情報整理を行う。

都から区に提供されるデータ、情報は次のとおりである。

1 堤防の決壊や越水氾濫のデータ

- (1) 警戒すべき区間
- (2) 河川の特徴
- (3) 施設の整備状況

2 内水氾濫のデータ

- (1) 警戒すべき区間
- (2) 内水氾濫の特徴

3 土砂災害に関する情報

- (1) 土砂災害警戒情報

4 洪水予報河川に関する情報

- (1) 神田川洪水予報

第3節 避難所の開設・運営等

第1 活動方針

風水害による家屋の倒壊、流出などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者について、一時的に收容する必要があると認めるときは、避難所を開設し、応急的な食料等の配布などの保護を行う。

避難所は、原則として区立小・中学校等に設置するとともに、避難所機能の強化を図っていくものとする。また、被災状況等必要に応じて、その他の公共施設や協定を定めた施設を開設する。

第2 活動内容

1 避難所の指定等

- (1) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - 1) 避難所は、原則として町丁目を単位として指定する。
 - 2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公共施設等）を利用する。
 - 3) 避難所の收容基準
3.3㎡当たり 2人

2 避難所の開設

- (1) あらかじめ定められた区職員、学校長及び学校教職員は、速やかに避難所を開設し、避難所運営協議会と協働して、被災者の受け入れ体制を整える。

なお、避難所は、災害の状況等に応じて、区職員、学校長（施設管理者）、学校教職員及び避難所運営協議会それぞれが独自に開設できるものとする。
- (2) 区は発災に備えて、避難所運営協議会及び避難所開設班に指定されている職員に避難所となる学校の開門方法等を周知するものとする。
- (3) 区及び避難所運営協議会は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受け入れ体制（待機場所・避難スペース・仮設トイレ設置場所・ごみ収集場所等）を、あらかじめ協議検討し、整えておくものとする。
- (4) 区は、避難所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を警察署等防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により都へ報告する。
- (5) 避難所運営協議会及び参集職員からの避難所状況報告を受けた区災害対策本部は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難收容対象施設の收容力・設備等を総合的に判断し、必要に応じてその他の公共施設等に避難所を設置する。
- (6) 区は、避難所生活の状況に応じて、災害時要援護者に対し、介護など必要なサービスを提供するため、区有施設や社会福祉施設等を福祉避難所として活用するよう運営法人との間で、応急業務の協力に関する協定の締結を図っていく。

3 收容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に收容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して收容する。

4 避難所の運営

- (1) 区は、避難所運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に避難所運営マニュアルを作成し、管理運営の基準や方法を定めておくものとする。
避難所運営本部は、「避難所運営マニュアル」に基づき避難所の運営を行う。
- (2) 学校長は、施設管理者として、区及び区教育委員会と協議の上、避難所が開設された場合の施設利用計画をあらかじめ作成するとともに、避難所における教職員等の役割分担や初動態勢等についても定めておくものとする。
- (3) 避難所を開設した後、区職員、学校長及び避難所運営協議会は協働して避難所運営本部を設置する。
- (4) 避難所運営本部は、災害時要援護者に対して、民生委員・児童委員とともに、介護等必要なサービスの提供など可能な限り配慮に努めるものとする。
- (5) 避難所運営においては、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難者の生活環境上必要な物品の確保、避難者間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法などを留意する。
- (6) 区は、文京区職員防災行動マニュアルの「避難及び避難所の運営・管理」指針に基づき、避難所運営協議会と連携し、効果的な活動を展開する。

〈資料編 第60 避難所運営本部組織図 P226〉

第7章 救援及び救護に関する計画（防災関係機関）

第1節 給水（区・都水道局・都都市整備局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（123ページ）】参照

第2節 食品の給与（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（124ページ）】参照

第3節 生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（126ページ）】参照

第4節 救助・救急活動（消防署・警察署）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（127ページ）】参照

第5節 医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道接骨師会）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（128ページ）】参照

第6節 保健（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（131ページ）】参照

第7節 防疫（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（132ページ）】参照

第8節 動物愛護（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（134ページ）】参照

第8章 応急生活確保に関する計画（区・都）

第1節 建物の応急危険度判定

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（135ページ）】参照

第2節 被災宅地の応急危険度判定

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（138ページ）】参照

第3節 り災証明書発行要領

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（140ページ）】参照

第4節 義援金品の配分等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（141ページ）】参照

第5節 災害弔慰金の支給等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（142ページ）】参照

第6節 生活確保のための緊急措置

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（144ページ）】参照

第7節 融資・融資あっ旋計画

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（146ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第9章 災害時要援護者対策

第9章 災害時要援護者対策（区・都福祉保健局・警察署・消防署）

第1節 災害時要援護者の安全確保

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第11章（149ページ）】参照

第10章 ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）

第1節 ボランティア・NPO

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第13章（160ページ）】参照

第2節 労働力の確保

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第13章（162ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第11章 公共施設等の応急対策

第11章 公共施設等の応急対策（防災関係機関）

第1節 区施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（163ページ）】参照

第2節 電気施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（163ページ）】参照

第3節 ガス施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（164ページ）】参照

第4節 上水道施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（164ページ）】参照

第5節 下水道施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（166ページ）】参照

第6節 都営地下鉄

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（167ページ）】参照

第7節 メトロ（東京地下鉄）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（168ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第11章 公共施設等の応急対策／第12章 応急教育

第8節 首都高速道路

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（169ページ）】参照

第9節 通信施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（169ページ）】参照

第10節 日本郵便株式会社施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（171ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第12章 応急教育

第12章 応急教育（区・都教育委員会）

第1節 応急教育方法

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第15章（173ページ）】参照

第2節 学用品の調達及び支給

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（174ページ）】参照

第10章 ボランティア等との連携・協働

第11章 公共施設等の応急対策

第12章 応急教育

第13章 ごみ・し尿・がれき等処理計画

第14章 遺体の取り扱い

第15章 災害救助法の適用

第16章 激甚災害の指定に関する計画

第13章 ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）

第1節 ごみ処理

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（176ページ）】参照

第2節 し尿処理

第1 活動方針

ライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが想定されるが、被災地の衛生環境を確保するため、排出されたし尿を迅速に処理する。

第2 活動内容

1 し尿処理の基本的考え方

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、マンホール直結型トイレを活用するほか区の備蓄する組立トイレ及び「震災時における災害対策用物資の調達に関する協定」に基づき供給される仮設トイレ等、貯留式仮設トイレを活用する。
- (3) 避難者75人当たり1基の災害用トイレを確保する。

2 し尿処理方法等

- (1) 被害を受けなかった建築物のトイレは下水道施設に被害がない場合に限り利用するよう促す。
- (2) おおむね、発災翌日までに避難所等の貯留式仮設トイレの設置状況を把握し、「災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書」に基づき東京都環境保全協同組合に収集を要請する。なお、し尿収集車が確保できない場合は都に応援要請を行う。また、し尿の搬入については「災害時における下水道施設へのし尿処理搬入及び受け入れに関する覚書」により指定された下水道施設（水再生センター及び管路の受入れ人孔）への投入により処理する。
- (3) 発災後の断水時においても下水道機能の利用を行うため、平常時から各家庭等において風呂水の汲み置き等、水の確保を図るよう意識啓発を行うものとする。なお、災害時にはトイレ用水の節約を呼びかけ、可能な範囲で民間協定井戸等を利用するなどにより対応する。
- (4) 避難所となる学校のトイレで使用する断水時のトイレ用水は消火活動に支障のない範囲でプール、井戸等の水を使用する。

第3節 がれき処理

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（178ページ）】参照

第4節 土石、竹木等の除去

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（179ページ）】参照

第14章 遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）

第1節 遺体の搜索・収容等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第17章（180ページ）】参照

第2節 検視・検案等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第17章（181ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第15章 災害救助法の適用

第15章 災害救助法の適用（区・都）

第1節 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（184ページ）】参照

第2節 活動内容

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（184ページ）】参照

第3節 災害救助法適用手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（185ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第16章 激甚災害の指定に関する計画

第16章 激甚災害の指定に関する計画（区）

第1節 激甚災害指定の手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（186ページ）】参照

第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（186ページ）】参照

第3節 特別財政援助の交付手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（187ページ）】参照